

「行財政改革推進委員会」委員を

募集します

三好市では、平成26年度からの行財政改革実施計画に関して意見を求める「行財政改革推進委員会」を設置します。

この委員（第6次）を市民の皆さまから募集しますので、左記により、ぜひご応募ください。

【委員会の概要】

▽活動内容

平成26年10月に策定された三好市行財政改革実施計画の進捗状況をチェックします。2時間程度の会議を4カ月に1回程度実施（予定）します。

▽委員構成

公共的団体の代表者、行財政について優れた見識を有する方および公募による市民で構成されます。

▽委員数

総数8人以内

【応募要領】

▽応募資格（次の条件をすべて満たしている方）

- ①平成26年4月1日現在満20歳以上で、三好市民の方
- ※三好市民とは、市内で居住する方、働く方、学ぶ方および活動を行う方
- ②この会において、政治的、宗教的または営利活動を行わない方
- ③行財政改革に広範な視点で建設的な意見を出していただける方

④過去において本委員会委員を通算2期以上経験していない方

▽募集人数

若干名

▽募集期間

平成26年12月10日（水）～平成27年1月7日（水）必着
※郵送の場合は消印有効

▽任期

平成27年2月～平成29年1月

▽応募方法

住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、応募動機を行革推進室、各総合支所にある「応募申込書」に記入の上、持参されるか、郵送またはファックスで申し込んでください。「応募申込書」は、三好市のホームページ（<http://www.city-miyoshi.jp>）からもダウンロードできます。この場合、電子メールでの申し込みも受け付けます。

・持参の場合の提出場所

市役所2階行革推進室または各総合支所

▽選考方法

応募申込書により選考し、選考結果につきましては、1月下旬ごろ文書でお知らせします。

▽その他

- ①収集した個人情報の取り扱いには十分留意し、他の目的には使用いたしません。
- ②委員となり会議に参加された場合は、市の定めた謝金をお支払いします。
- ③申し込みによる費用はお支払いしませんのでご了承ください。

【お申し込み・お問い合わせ先】

三好市 行革推進室

〒778-8501 三好市池田町シンマチ15000-2

電話 72-7629 FAX 72-7202

Eメール gyouzaisei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp



第2期行財政改革大綱と集中改革プランの策定

三好市では、平成18年度に行財政改革大綱、集中改革プランを策定し、市民から愛され信頼される三好市を創るために、市民と行政が協働意識を持ち、簡素で効率的な行政システムの構築に努めることを基本として、行財政の改革を推進してきました。

しかし、厳しい財政状況が続く中、引き続き計画を推進するため、第5次行財政改革推進委員会の答申を踏まえ、策定した三好市行財政改革実施計画の概要を公表します。詳しい内容は、市のホームページまたは、行革推進室でご覧いただけます。

市民の皆さまのご理解とご協力をよろしく願います。

【計画期間】

平成26年度～平成29年度までの4年間

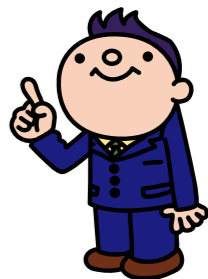
【行財政改革の必要性】

本市ではこれまで、第1期、第2期行財政改革大綱を制定し、市民と行政が協働意識を

もって、より簡素で効率的な行政組織作りを努めることを基本とし、集中改革プランでは大綱に掲げた重点事項を受け、民間委託の推進や組織機構の再編、定員管理・給与の適正化、人材育成などの項目ごとに目標を設定し実行することにより相応の成果を得てきたところです。

しかし、少子高齢化による社会保障費の増加や公共インフラの維持管理費の増加、地方交付税の段階的削減や長引く景気の低迷による税収の減少など、本市を取り巻く財政状況は今後一層の厳しさを増すことが予想されています。

こうした状況を踏まえ、将来にわたって持続可能な財政構造を構築し、市民が安心して生活できる三好市を目指すため、この「三好市行財政改革実施計画」を策定しました。本計画ではこれまでの行財政改革大綱の基本理念を踏襲しつつ集中改革プランでの取り組みを見直し、更なる改革を進めていくために必要な行動計画を設定しています。



【重点事項】

- ①地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化
- ・民間委託などの推進
- ・指定管理者制度の活用
- ・地方公営企業などの経営健全化
- ・第三セクターの改善
- ・地域協働の推進
- ②行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織
- ③定員管理および給与の適正化など
- ・定員管理の適正化
- ・人事評価制度の充実
- ④人材育成の推進
- ⑤公正の確保と透明性の向上
- ⑥自主性・自律性の高い財政運営の確保
- ・経費節減の合理化・財政の健全化
- ・補助金などの整理合理化

【計画の目的】

「三好市行財政改革実施計画」は、「第1期および第2期行財政改革大綱」とそれぞれの集中改革プランに掲げた重点事項を受け、進捗の度合いと情勢の変化などを考慮して、今後の行財政改革を計画的に実施するための方策を示したものです。

厳しい財政状況が続く中、サービス精神と経営感覚を持った行財政運営を進めるために、簡素で効率的な行財政体制の構築を図り、自律と協働のまちづくりの実現を目指すため、行財政改革実施計画が必要不可欠です。

行財政改革実施計画では、重点事項ごとに改革推進項目を定め、その推進項目の主な取組内容、期待される効果・目標数値および実施年度を明確にし、財政健全化による市民サービスの確保を推進していきます。



【推進体制】

市民、行財政改革推進委員会と連携、協力を図りながら、行財政改革実施計画をより実効性のあるものとしていきます。

【計画の見直し】

実施項目の改善状況や組織の再編を考慮しながら、必要に応じて計画内容を見直します。

【進行管理】

計画の進捗状況を毎年度把握し、改革の着実な推進を図ります。



【目指すべき財政構造】

行財政改革の断行と、義務的経費の圧縮により、歳出構造の転換を図ることで、合併特例措置の終わる平成33年度以降も健全な行政運営が可能な財政構造を目指します。

【目標とする歳出総額】

現在、約272億円（平成25年度普通会計）の歳出総額を、行財政改革実施計画の取組により、計画期間最終年度の平成29年度に向けて、縮小していきます。



【目標とする地方債残高】

新規地方債の計画的な発行および民間資金の繰り上げ償還の実施などにより地方債残高を縮小していきます。

【目標とする実質公債費比率】

平成29年度までに実質公債費比率10%以内を目指します。

【目標とする将来負担比率】

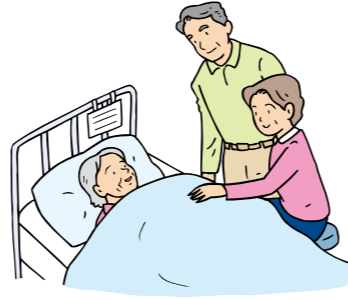
平成29年度までに将来負担比率0%を目指します。

国民健康保険の高額療養費制度を利用される皆さまへ

制度改正に伴う高額療養費の自己負担限度額変更について

制度改正に伴い、70歳未満の高額療養費について自己負担限度額（月額）が以下の通り変更となります。なお、70～74歳以上の人は、変更ありません。

- ① 旧ただし書所得 600 万円超の世帯の自己負担額見直し
- ② 旧ただし書所得 210 万円以下の世帯の自己負担額見直し
- ③ 適用区分の細分化に伴う限度額認定証の表記変更



<平成 26 年 12 月以前>

区分	所得要件	限度額
A（上位所得者）	旧ただし書所得 600 万円超	150,000 円 + (総医療費 - 500,000 円) × 1% <多数該当：83,400 円>
B（一般所得者）	旧ただし書所得 600 万円以下	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% <多数該当：44,400 円>
C（低所得者）	住民税非課税	35,400 円 <多数該当：24,600 円>

<平成 27 年 1 月以降>

区分	所得要件	限度額
ア	旧ただし書所得 901 万円超	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% <多数該当：140,100 円>
イ	旧ただし書所得 600 万円～901 万円以下	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% <多数該当：93,000 円>
ウ	旧ただし書所得 210 万円～600 万円以下	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% <多数該当：44,400 円>
エ	旧ただし書所得 210 万円以下	57,600 円 <多数該当：44,400 円>
オ	住民税非課税	35,400 円 <多数該当：24,600 円>

※ 旧ただし書所得とは、総所得金額等から基礎控除額 33 万円を控除した額です。

※ 〈 〉 は同一世帯で 1 年間（直近 12 か月）の高額療養費の該当回数が 3 回以上ある場合の 4 回目以降の額

□ 限度額適用認定証等について

本改正に伴って、平成 27 年 1 月から有効となる限度額適用認定証等は、有効期間を 1 年とします。すでに交付している限度額適用認定証等は、平成 27 年 1 月以降使用できなくなりますのでご注意ください。

現在、同証の交付を受けている人には、今回に限り、平成 27 年 1 月以降に使用する限度額適用認定証等を自動的に発行します。

お問い合わせ先
三好市役所保険医務課（電話 72-7613）

一人一人が輝く活力ある教育の推進に向け 教育振興計画を見直します

三好市教育振興計画審議委員を公募します

平成 21 年 2 月に、三好市教育振興計画（平成 21 年～30 年）を策定し、現在 6 年目となりました。中間期を過ぎ、本計画の実施進行状況を精査し、後半期の計画見直しを図るため、三好市教育振興計画審議会を設置します。この計画について、ご審議いただける方を次により募集いたします。

【募集人員】2 名
▽平成 26 年 11 月 1 日現在、満 20 歳以上の三好市民
▽三好市の学校教育や社会教育に関心や熱意のある方
▽この会において、政治的宗教的または営利的活動をしない方
ただし、三好市の他の審議会を 2 つ以上兼ねていない方
【役割】委員として会議に出席し意見を述べていただきます。
【活動内容】会議（任用期間中 3 回程度実施予定）
【任期】委嘱の日から計画審議終了（平成 27 年 6 月予定）まで
【その他】市の規定による報酬（日額）をお支払します。申込による費用はお支払いしませんので、ご了承ください。
【募集期間】平成 27 年 1 月 9 日（金）必着
【応募方法】市教育委員会、市役所および各総合支所にある「応募申込書」に必要事項を記入し、学校教育課まで持参されるか、郵送またはファックスで申し込んでください。
「応募申込書」は、三好市教育委員会のホームページ（<http://www.miyoshi.ed.jp/>）

からもダウンロードできます。この場合、電子メールでの申し込みも受け付けます。
【選考方法】応募者多数の場合は、教育委員会において年齢構成や意見などを総合的に考慮の上、選考し決定します。
【結果通知】後日、本人に通知いたします。
【申し込み・お問い合わせ先】
〒778-0003 三好市池田町サラダ 1737-1
三好市教育委員会学校教育課
電話 72-3555
FAX 72-7430
Eメール gakkoukyouiku@city.tokushima-miyoshi.lg.jp



三好市は農産物の宝庫です
阿波三好の旬の農産品と特産品をお届けします
三好市には希少価値の高い農産物が数多くあることをご存知ですか。それを知った市外の方々がインターネット販売サイト「三好の旬感」で購入してくれています。山茶はれひめ、源平芋など三好市ならではの農産物が人気です。市場に出回るほどの量が採れない希少な三好ならではの農産物を、市民の皆さんにも知っていただき、農家の方からこれからの作り続けられるように応援をしていただければと思います。古代米や三野町産の新米ひのひかり、新鮮な野菜なども購入いただけます。一度「三好の旬感」をご覧ください。情報をご覧ください。
【お問い合わせ先】
三好ブランド構築委員会
（三好市役所農業振興課内）
電話 72-7617
ホームページ
<http://miyoshi-fb.shop-pro.jp>